

夜間中学の整備と拡充等を求める意見書

地域の活性化や雇用の改善等による安心・安全な社会の実現のため、希望する全ての人々に対し、学び直しの機会を提供する中学校夜間学級（以下、「夜間中学」）への就学の機会を提供することが求められている。

しかし、文部科学省によると、夜間中学は全国に31校しかなく、北海道を含む多くの地域では、1校もないという状況にある。

また、夜間中学がある地域でも、「夜間中学所在市の市内在住・在勤者」などの入学要件や、経済的理由によって断念せざるを得ない場合があるなど、就学の機会が制約されている状況にある。

よって、政府においては、夜間中学の整備と拡充による就学機会の確保のため、下記の取り組みを迅速に行うよう強く要望する。

記

- 1 希望する誰もが学べるよう、全都道府県への夜間中学の設置を促進するとともに、多様な学びに対する支援を行うこと。
- 2 夜間中学における日本語教育の充実のため、教員の加配を含めた専門家の配置に対して、財政支援を行うこと。
- 3 夜間中学在籍者への就学援助制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）12月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

（提出者）民主党・市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員